

(行政視察・**政務活動**・議員研修) 報告書

平成28年 3月18日

白石市議会議長 佐久間 儀郎 殿

議員氏名 松野 久郎

下記のとおり行いましたので報告いたします。

期間	平成28年 3月 3日(木) ~ 3月 4日(金)
調査・研修先	衆議院第二議員会館及び国會議事堂
調査事項 (研修事項)	<ul style="list-style-type: none">・地方創生について・TPP妥結後の日本経済の見通し・スマートインターチェンジ設置時の条件及び自治体負担等・参議院予算委員会傍聴・宮城県選出国会議員への訪問
対応者・講師等	<p><講師の方々></p> <ul style="list-style-type: none">・内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 鈴木 顕・農林水産省 政策局畜産部牛乳牛製品課 課長補佐 金澤 芳紀 政策統括官付 農産企画課 酒井 利成・国土交通省 道路局 国道・防災課 計画調整係長 鳴海 芳紀 道路局 国道・防災課 企画専門官 依田 秀則 道路局 高速道路化 企画専門官 甲斐 一洋 <p><議員会館を訪問し、ごあいさつした国會議員及び秘書の方々></p> <ul style="list-style-type: none">・衆議院議員 西村 明宏 (秘書:坪根輝彦・伊藤栄介)・衆議院議員 土井 亨 (国土交通副大臣)・衆議院議員 勝沼 榮明・参議院議員 愛知 治郎・参議院議員 高階 恵美子・参議院議員 熊谷 大 (不在で秘書対応:湯野川啓子)



<p>概要</p> <p>① 背景・目的 ② 内容・特色 ③ 主な質疑 ④ 考察 (感想、課題、政策提言等)</p>	<p>【概要】</p> <p>[テーマ：地方創生について]</p> <p>① <背景・目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用創出・人材確保・移住・定住・交流促進・結婚・子育て支援 ○暮らし安全・地域活性化・観光まちづくり <p>② <内容・特色></p> <p>「地方創生の取組について」の資料により下記の説明があった。</p> <p>1). 我が国的人口の推移と長期的な見通しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2060年の総人口は約8,700万人まで減少の見通し ・出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度上昇すれば、2060年の人口は約1億200万人となり、 長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移すると推計 <p>2). まち・ひと・しごと創生法の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち----- 国民一人1人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成 ・ひと----- 地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保 ・しごと----- 地域における魅力ある多様な就業の機会と創出 <p>3). まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）全体像について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方創生の現状を踏まえた検証・改訂 ○政策メニューの拡充（地方創生の深化） <ul style="list-style-type: none"> ・ローカル・アベノミクスの実現 ・政府関係機関の移転 ・「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想推進 ・「地域アプローチ」による少子化対策 ・連携中枢都市圏 ・「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持） ○地方への支援（地方再生版・3本の矢） <ul style="list-style-type: none"> ・情報支援の矢：地域経済分析（RESAS） ・人的支援の矢：地方創生コンシャルジュ、人材支援制度、人材プラン ・財政支援の矢：新型交付金（28年度予算案） 地方創生推進交付金1,000億円 (事業費ベース2,000億円)
---	--

③ <主な質疑>

Q：入学や就職等で東京に人口が集中する傾向にある。特に震災等で影響を受けたところは、きちんと国主体でやるべきではないか

A：地域の特色を生かして、国からして下さいではなく、地方自治体からこのようにやりたいと申請していただければ、そのための財政支援を行うということで、考え方は、国が主役ではなく、地方自治体が主役でやることをご理解いただきたい

Q：政府関係機関の地方移転について、今後も地方提案を募集するのか

A：昨年12月に地方提案と対応方針案についての考え方を取りまとめ、提案61機関を具体的に23機関検討する。昨年夏に提案募集した。今後の募集はない

Q：小さな拠点の形成（集落生活圏の維持）について、当市のような地域が、集まった集落の一部を小さな拠点としたまちづくりをする場合も補助事業の対象になるのか

A：地域で組織の形成が出来るのであれば、国が3年間支援して地域経済の円滑な循環を促進していく

Q：人材支援等の相談窓口を設置するとあるが、窓口は何処にあるのか

A：内閣府に地方創生の窓口があるので相談していただける。また、地方創生人材計画により地方自治体で手を挙げて、内容がマッチングしているのであれば、國の人材や企業からの人材、大学の先生などを送り込む等の対策を行っている

Q：先駆的な事業例がありますが、ハード面での支援はあるのか

A：基本的には、ソフト事業をイメージしているが、ソフト事業に伴うハード事業は一定程度の支援はある

④ <考察>

- ・長期ビジョンを策定する中で、地方への「しごとつくり」と安心して働ける仕組み、地方への新しい人の流れをつくるために、白石市として内外にアピール出来る施策等を積極的提案し、取り組むことが地方創生の鍵と考える。

[テーマ：TPP妥結後の日本経済の見通し]

① <背景・目的>

○ TPPの地域経済への影響と地域再生・地域づくり

○ TPPが真に我が国の経済再生、地方創生に直結するのか

② <内容・特色>

「TPP交渉及び農政新時代について」資料により下記の説明があつた

1). 米の交渉結果について

- 既存のWTO枠 77万玄米トンは維持し、国別枠（SBS枠）は、米国枠：5万実トン（当初3年維持）⇒7万実トン（13年目以降）、豪州枠：0.6万実トン（当初3年維持）⇒0.84万実トン（13年目以降）となるが、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引となることから実トン量は枠一杯になるとは限らない。
- 消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、戸別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる⇒国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断

2). 農政新時代（農林水産分野における品目別TPP対策）

[大筋合意の概要（全体の状況）]

- 我が国の全品目（農林水産物、鉱工業品）の関税率は9.5%、農林水産物の関税撤廃率は81%
- 農林水産物の重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の保管等の有効な処置を獲得

[総合的なTPP関連政策大綱（畜産関係）]

- 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）として、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進・・・省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る

③ <主な質疑>

Q : SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を予定しているとあるが、技術的な変更とは何か如何いいます

A : 現在は、年3回～4回入札をしているが、国別枠を輸入するときに手を挙げる業者がいなければ、輸入しませんとなります。TPPでは必ず買い付けると言うことはしないので、相手国に対して、輸入する気持ちがあることを見せるために、入札回数を年5回程度まで増やすことと実施時期の変更や資格要件を見直そうとすることです。実際には、今年度実績でも3万トン未満です。

Q : 乳製品でバターが少ないということがあるが、TPPになると今後どのようになるのか

A : バター不足の背景をみるとバターとか脱脂粉乳は保存がきくが生乳は保存がきかない。季節によっても牛の状態で量もかわる。生乳の生産者も減っているのが現実だが、全体の量としては足りているはずなのが、報道等により、実際の消費量より多く購入することの影響もある。実際は、200gの消費りょうは、1人1個から2個位なのが、多く購入するために品不足なっている。

④ <考察>

- ・ TPPの米交渉では、国家貿易制度を維持するとともに関税も維持できたことは一定の評価ができる。国別枠で77万トンは替わらなかつたが、SBS枠60万トンの飼料用・加工用は、必ず輸入する枠ではなく、輸入業者が手を挙げて初めて取引となることが理解できた。

[テーマ：国道の整備とスマートICについて]

① <背景・目的>

- ・国道四号線4車線化（蔵王町）の見通しについて
- ・国道四号線複車線（越河）の見通しについて
- ・スマートIC（白石・国見間）の可能性について

② <内容・特色>

「一般国道整備事業及びスマートインターチェンジの整備について」
資料により下記の説明があった

1). 一般国道4号線 金ヶ瀬拡幅について

- ・用地買収が100%完了し、残り延長1.6kmについては
平成30年開通予定

2). 一般国道4号線白石地区（越河）付加車線整備事業について

- ・付加車線整備（延長2.200m、幅員3.25m）の整備事業で完成年度の見込みは不明。

3). スマートインターチェンジの整備について

「スマートインターチェンジとは」

- ・通行可能な車両をETC搭載した車両に限定しているIC
- ・接続型にはSA・PA接続型と本線直結型がある
- ・平地部でIC間隔を欧米並みの約5kmを念頭に整備

[平成28年1月末時点：開通80箇所 事業中71箇所]

「事業費負担区分について」

高速道路本線

地方自治体負担

地方自治体負担

高速道路機構負担（国が1/2補助）

「スマートインターチェンジの手続きと準備段階調査について」

- ・地方自治体での検討
↓(ICの必要性、周辺道路の現況、整備方針の確認等)
- ・国による準備段階調査（直轄調査）
↓
- ・国による整備補助（機構への補助）

「スマートインターチェンジの事業の現状」平成28年1月末時点

- ・事業中 71箇所（フル化事業中3箇所を含む）
宮城県内：名取中央・鳥の海・山本南
- ・開通 80箇所（フル化事業中3箇所を含む）
- ・準備段階調査 17箇所

③ <主な質疑>

Q：一般国道4号線、白石地区付加車線整備事業について、完成予定は何時頃を想定しているのか伺います

A：用地買収が7割となっている、8割・9割になってくると大体目途が立つが、現在では、まだ目途が立っていない状況です

Q：スマートインターチェンジを設置する場合、国が了解しても高速道路機構が反対すればできないのか

A：準備段階調査等、一定のプロセスを経て計画するので、基本的にはない

Q：スマートインターチェンジを作る場合、サービスエリアとかが無いと設置は難しいのか

A：スマートインターチェンジの半分位は、本線直結で、平成16年にスマートインターチェンジを社会実験した時は、コストを抑えられたためにそのような話となっていましたが、基本的には本線直結で問題ないです

Q：スマートインターチェンジを付けるための条件はあるのか

A：全然分け隔てなく設置するが、今の考え方は、第一優先は高速公路の有効活用、地域活性化ですのでその目的に該当するのであれば、国道や市道に直結され交通が確保されれば取り付ける。費用対効果は特にこだわらない

Q：車体の大きさの制限があるのか

A：完全なスマートインターチェンジは、時間の制限や車の大きさの制限は無いようしたい。実際は、現在3割位が何らかの制限があるが、昔作ったところは、コストもあり制限があったが、基本的にこれからは大型車等も通行できる計画を立てようお願いしている。一方で接続する道路で制限がかかる場合があるが、現在お願いしているのは、接続道路で制限がからない所をお願いしている

④ <考察>

・一般国道の整備工事においては、用地買収がなかなか進まないことで予算付けが難しく進捗が進まないことが大きな課題と理解した。また、スマートインターチェンジでは、サービスエリア等に設置するだけでなく、高速道路本線に直接設置することが可能で、欧米並みに5km間隔を目安に、国が大いに推奨していることを確認した。設置のための第一優先は、高速道路の有効活用と地域活性化で費用対効果には特にこだわることも新しい発見であった